

宇部市本庁舎市民交流棟会議室等の使用料に関する運用基準

市民交流棟の会議室等使用料について、「宇部市本庁舎会議室等の使用に関する条例」では、「入場料・会費等を徴収し、又は商行為を行うときの使用料の額は、所定の使用料の二倍の額とする」と定めているが、詳細な運用基準は次のとおりとする。

1 商行為に関する基準

営利団体による使用は商行為として取り扱う

(1) 営利団体の範囲

株式会社、有限会社、個人商店等のほか、講師等が自ら生徒・受講者を募集し、月謝により指導する学習塾や教室等その他これらに類するものを経営する者についても営利を目的とする団体とみなす。

※書道や生花、珠算、空手、ダンス等の習い事の経営をしている場合も対象
(講師等が自ら主催し、月謝(実費以上の負担)を徴している。また、他の場所でも同様に開催している。)

※商工会議所、生活協同組合、農業協同組合、労働組合、NPO法人、公益財団法人、公益社団法人など公共的活動を営む団体は、非営利団体として取り扱う。

(2) 営利団体であるかどうかの判断方法

使用申請時に、当該使用を申請する団体が営利非営利のいずれかに該当するかは、必要に応じて「団体等概要書」の提出を求め、使用申請者(団体)の種類、当該申請にかかる使用者や参加者等の範囲、会費・参加費等徴収の有無や過去の使用申請等と併せ判断する。

(3) 営利使用・非営利使用の判断基準

次のいずれかに該当するものは営利使用にあたるものとする。

- ・株式会社、有限会社、個人商店等の営利団体の使用
- ・非営利団体が行う物販行為や勧誘行為など、直接収益に結び付く使用

2 入場料・会費等を徴収する場合の基準

入場料・会費等を徴収する場合も、商行為と同様の取り扱いとする。

(1) 「入場料・会費等」の範囲

市民交流棟の会議室等でイベント等を開催する際に徴収する入場料等
(参加費、会費その他の名称を問わず入場の対価として徴収するもの)

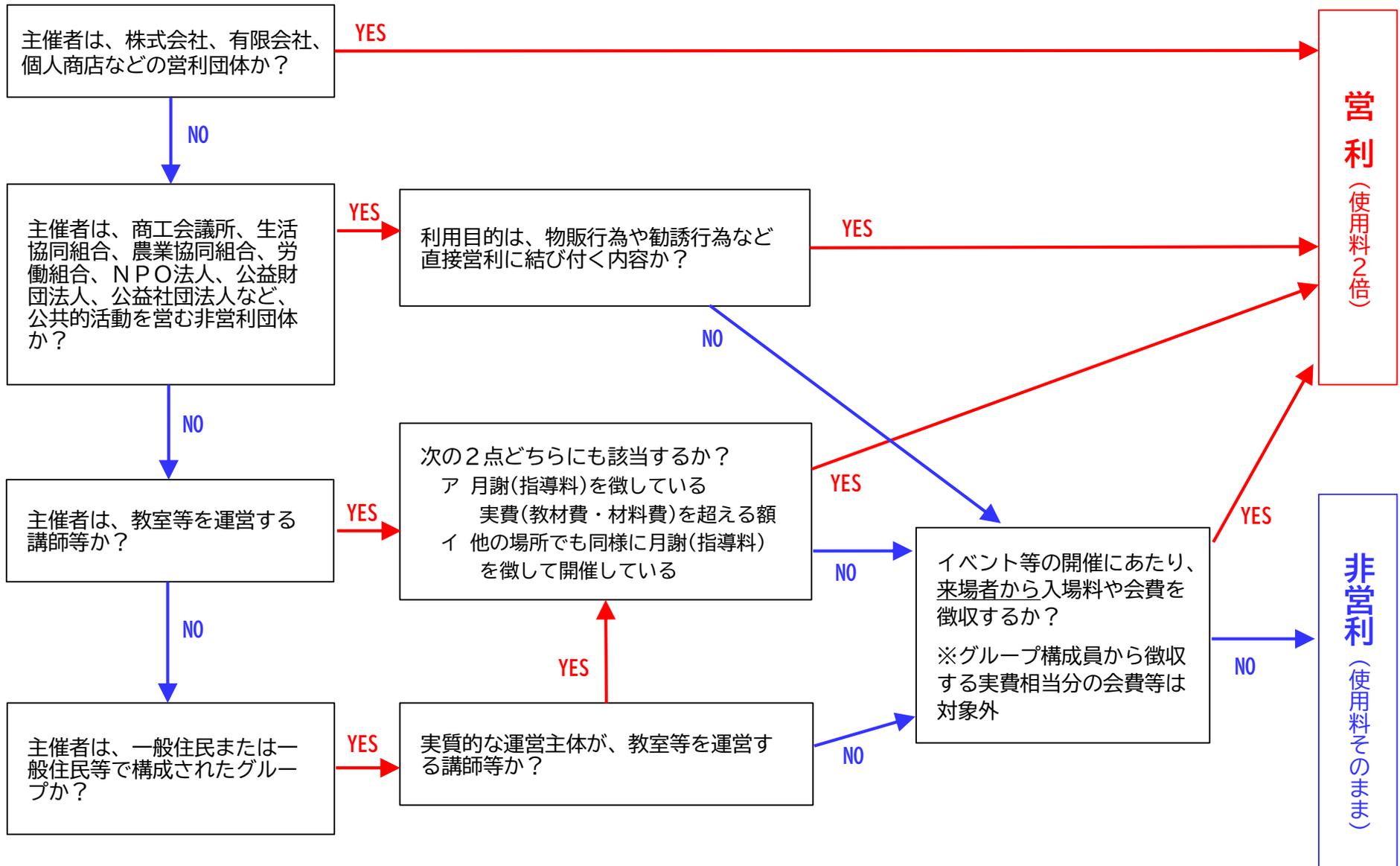
(2) 「入場料・会費等を徴収する場合」の判断基準

講演会や演奏会などのイベントを開催するにあたり、来場者から入場料や会費等を徴収する場合は対象となる。

※市民等で構成された趣味の団体やサークルなどで、日々の活動費にあてるため、構成員から実費相当分の会費を徴収している場合は対象外

ただし、講師自らが主催している場合は、1(1)の商行為に該当する場合がある。

「入場料・会費等を徴収し、又は商行為を行うとき」の判断フロー



※ 営利が疑われる内容が認められる場合は、その都度、詳細を確認する。